DEPARTMENT OF STATE A/CDC/MR

REVIEWED BY JEHarary DATE 3/19/82

RDS ☐ or XDS ☐ EXT. DATE

[illegible]

ENDORSE EXISTING MARKINGS ☐

DECLASSIFIED ☑ RELEASABLE ☑

RELEASE DENIED ☐

PA or FOI EXEMPTIONS

K 5

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、閣下が本大臣に次のとおり通報された本日付の閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本使は、千九百五十三年四月二日に東京で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の友好通商航海条約に関し、合衆国上院が千九百五十三年七月二十一日に次の決議によって同条約の批准について助言及び承認を与えたことを閣下に通報する光栄を有します。

上院は、第八十三議会第一会期行政部Ｏ号議案千九百五十三年四月二日に東京で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の友好通商航海条約及び同条約に関する議定書の批准について、批准

書の交換前に他方の締約国によつて同意されるべき次の留保を条件として、助言及び承認を与える旨を出席した上院議員の三分の二の賛成を得て決議する。

第八条2は、自由職業で、公的資格における任務の遂行又は公衆の健康及び安全の利益に関する任務の遂行を包含するため、州による許可を要し、且つ、法令又は憲法によつてもつぱらアメリカ合衆国の市民にのみ留保されるものには、適用されないものとし、また、前記の条約中のいかなる最恵国待遇に関する条項も、それらの自由職業には適用されないものとする。

この決議によつて、同条約の批准についての上院の助言及び承認は、自由職業に従事することに関する規定についての留保を条件と

して与えられていることが認められます。

本国政府は、上院が同条約の批准についての助言及び承認の条件とした留保を貴国政府において受諾することができるものと認められることを希望しております。批准書の交換前にこの書簡を受領したことを確認し、且つ、貴国政府のために前記の留保を受諾する旨の閣下の書簡は、両国政府による当該留保の受諾を完了するものとみなされます。

本大臣は、更に、前記の留保が日本国政府にとって受諾することができるものであることを日本国政府のために閣下に通報する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

昭和二十八年九月二十九日

外務大臣　岡崎勝男

日本國駐在アメリカ合衆國特命全權大使　ジョン・M・アリソン閣下